

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

会議に入る前に、町長から発言を求められております。

この際、発言を許可いたします。

○町長（細越 満君） おはようございます。

時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思います。

それは、鹿角小坂地区高等学校統合についてのご報告をさせていただきます。

6月14日、秋田県教育委員会は、鹿角小坂地区高等学校統合について、次のとおり決定したと公表いたしました。

その内容は、第七次秋田県高等学校総合整備計画で示した花輪高等学校、十和田高等学校、小坂高等学校の3校を対象とする鹿角小坂地区統合校について、現花輪高等学校の敷地及び校舎を活用し、統合校を開校するというものであります。

小坂町では平成20年2月に小坂町新総合教育エリア構想を策定し、平成19年度から平成27年度まで、この構想の実現に向け、秋田県教育委員会教育長への要望活動を続けてまいりました。その間、平成21年度には、小坂高校の存続、発展を目的に小坂高校発展支援協議会を設立し、平成28年3月に第7次秋田県高等学校総合整備計画が発表され、方針の転換を余儀なくされましたが、小坂高校のPRを初め、ロボットコンテスト補助など変わらぬ支援をしながら、町民の思いが反映された高校再編計画になるよう、発展支援協議会とともに関係機関に対し再三再四働きかけをしてまいりました。

昨年4月、鹿角小坂地区高等学校統合に関する協議会が協議を重ね、秋田県教育委員会教育長に対し、その結果を提出いたしました。その内容は、十和田南駅周辺に高校を設置することが望ましいとするもので、町の思い、そして願いが十分に反映されたものであり、町でも秋田県教育委員会に対し、その内容を尊重する旨を事あるごとに伝えてまいりました。

そのことから、このたびの秋田県教育委員会の決定はまことに残念でなりません。しかしながら、秋田県教育委員会としても十分に時間をかけて検討し、熟慮に熟慮を重ねた上での判断でありますので、この結果は尊重すべきものと考えております。

今後は、秋田県教育委員会が今回の決定に至った理由などを伺い、確認した上で、小坂高校発展支援協議会や町民の皆様に説明をさせていただきたいと考えております。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

#### ◎議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第41号 小坂町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第41号 小坂町森林環境整備基金条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町森林環境整備基金条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、森林整備及びその促進に必要な事業を行うためのもので、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第45号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず、歳出の総務費、4目の財産管理費の使用料及び賃借料であります。93万7,000円。

私、聞き漏らしたものですから、どういう中身か、もう一度ご説明お願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 93万7,000円につきましては、十和田出張所の仮設事務所用のプレハブのリース料でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 次に6款農林水産業費であります。8目のグリーンツーリズム推進費、15節の工事請負費であります。これは施設改修工事費と設備設置工事費、3,400万円ございますが、これはどのような中身で何をしようとするのか、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今回の補正の内容でございます。

3月に補正でご許可いただきまして、鳥越地区の工場跡地を購入しております。その工場跡地を畑作振興センターという形で改修を計画しているものであります。

内容につきましては、その建物の内部改修、2階建てですが、大型の乾燥機を入れるため2階部分を撤去しまして1階部分にするというのが一つでございます。あと、菜種、ソバと大豆兼用の乾燥機を設置いたしまして、今後の菜種やソバの振興とともに大豆の振興も図っていききたいという、そういう内容でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この事業を進めるのは、どこの会社がやることになるんですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 当面は会社ではなくて、エコサカを中心とするソバ、菜種の栽培組合になります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、その事業を展開するところには無償で貸し付けるということになるんですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今のところは有償というふうな形で考えております。その利用料金等につきましては、この施設が完成した後、9月議会におきまして、設置条例及び使用料に関する条例を皆様のほうへご相談申し上げたいと思います。その際には、どうかよろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今伺ってから、ようやく中身がだんだんわかってきたわけですが、これはやはり補正予算で当初説明するときにそういうところまでご説明をしておいていただかないと、やはりこういう形で聞きたくないというふうに思いますので、今後よろしく。理解を深める上では、そういう説明のほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、次、いいんですか、私だけしゃべってて。

7款商工費、3目観光費、ここに旅費が79万9,000円盛られております。当初予算案を見ますと、同じところに、当初予算では職員普通旅費が154万2,000円を計上されておるといいう中身があるわけですし、そもそもそうすると、当初予算のこの154万円については、ど

ういう内容でこれだけの多額の予算が措置されており、さらに今回またこういう形で、台湾ですか、大連ですか、そちらのほうに行かれるという予算を追加しなければいけないと、そういうふうになっているわけですが、当初予算の段階の普通旅費のところからもう一度ご説明いただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今回の補正に出しております部分につきましては、台湾への知事のトップセールスに附帯するものであります。

この台湾の部分につきましては、県のほうから5月になりまして、実施をするので、小坂町への協力の依頼がありました。小坂町としましては、今進めてあるインバウンド政策の部分と合致しておりますので、今回急遽であります、補正予算という形で提案させていただいております。

当初予算につきましては、今のお話にもありました大連、そのほか十和田八幡平のPR活動、北海道の修学旅行の誘致会議、そのほか商品の販売活動を東京や仙台、近畿地方など、定期的なものについて計上しておる金額でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 大変忙しくあちらこちらに足を運ばれるということだと思んですけども、私から言わせてもらえば、これだけの旅費をつけていろいろな形で動く。もう少し優先順位をつけながら、もしかすればこちらのほうはある程度やめるといふか、割愛して、そして、今回必要なところに予算をつけると、充当していくと、そういうふうな考え方もあっていいのではないかと。次々と新しいものが入ってくると、そのたびに予算をつけていかなきゃいけないというふうな状況で、果たしていいのかなという気がしないわけでもありません。そういうふうな意味もあってお尋ねをしました。

そうしますと、これには職員が1名行くということになっているんですが、課長さんが行くというふうなことになるんですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） それぞれの業務ごとに担当の職員が出張する予定となっております。中には私そのものも行くという場面もありますが、そういった場合は、私のほうが出張させていただく計画となっております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 以前にも申し上げてあるんですけども、海外に行った場合には、

こういうふうな成果があったとか、こういう内容であったということで町民に報告するなり、議会にもそれなりの説明をしてほしいというふうなことを申し上げてありますが、今回、この件については報告するような気持はおありですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） こういった海外活動について報告をというお話でございますので、機会を捉えてご報告申し上げたいと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） では次に、8款土木費であります。工事請負費、施設解体工事費に182万6,000円盛られておりますが、この中身をもう一度ご説明いただきたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） この中身につきましては、和井内地区の旧和井内商店につきましては解体するというふうな事業でして、ことし4月から新しく環境省で国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業という事業が創設されまして、その事業を使いまして、補助率2分の1でやるものでございます。

この交付対象といたしましては、地方公共団体と民間事業等となっております、事業対象が廃屋の撤去等でございます。補助率2分の1ということで、これは、跡地がエリアの活性化のための計画的な利用に供されるものに限るというふうなことがございまして、環境省からのお勧めもございまして、この事業を使って廃屋を撤去するものでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、土地は誰のもので、所有物は誰のものか、お知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 土地は環境省の土地になってございまして、所有者は和井内さんという方で、東京に在住の跡取りの方というふうに聞いております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、個人の持ち物でありますから、当然古くなったものについては解体するというのは、第一義的には個人の責任にすべきものではないのですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 本来はそのとおりだと思います。もともとあの廃屋につきましては、そのまま建っていたわけですが、昨年、平成30年2月ごろでしたか、雪の重みに耐えら

れなくて倒壊したというふうなことがございました。その後、町では、ご本人に撤去するよ  
うにということで交渉を重ねて、町の補助金も入れながらということの交渉もしてしま  
したが、その後、全協でお話ししたような和井内地区の整備構想がどんどん進みまし  
て、和井内商店も道の駅の敷地の中に入ることになりまして、そういった意味から  
は、本来、支障物件移転補償というふうなことも考えられるわけですが、もともと  
そういうふうにして町と一緒に解体しようというふうに進んできたわけですから、  
その点も踏まえてご本人とお話しした結果、解体してもらいたいという意向  
でしたので、この事業を使わせていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、事業をやる上で必要不可欠なものだから、  
町が国から補助をいただいて解体をして、事業を進めていきたいと。個人からの負担  
はないと。こういう方法をとったというふうに理解していいのですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） そのとおりでございます。これまでご説明していた  
とおり、事業的にはもう秋から始まりますし、そういった事業工程も考えて、あ  
とは環境省からも、シーズンにもう入っているわけですが、早目に撤去という  
ことを再三再四言われているわけですから、そういったことを全部踏まえなが  
ら、一番最適な方法だったというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質問ございませんか。

4番。

○4番（亀田利美君） 4番です。

このグリーンツーリズムの施設の改修ということで補正ついているわけですが、  
これ将来的には、これ菜種、ソバ、大豆とかとなっているけれども、優先して  
こういう施設をつくった場合に、減反政策でやっている各農家の菜種、ソバ、  
これを優先的に乾燥、出荷、というふうに取り組んでいただけるのかどうか、  
これがまず一つ聞きたいと思います。

そして、鴫と鳥越地区を見ますと、遊休農地も結構あります。ソバとか菜種  
をつけていますけれども、将来的にはこちらのほうもエコサカのほうで、  
これは作付していくのか。その場合には面積はどのぐらいになるのか。そ  
してまた、一般農家の方を優先してそれをしていけるのか。その辺の計  
画はどうなっていますか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 現在のところ、菜種につきましては約10町歩、ソバについては約60町歩ほどの計画が上がってきております。

今後、こういうふうなものをどうやってやっていくのかということですが、今まで乾燥調製を行っておいりました人が、高齢化によりまして乾燥調製の作業を引き受けることができなくなったということもございました。それで今回、町のほうとして乾燥施設をつくって、今後の菜種、ソバ、プラス大豆について対応していきたいということで、今回の補正予算を計上させていただいております。

将来的な話になりますが、菜種、ソバばかりではなくて、現在、上向地区ではバレイショの試験栽培も行っております。そういった部分も含めながら、この施設の活用を図ってまいりたいと思います。

また、町内の方が優先するよというお話でございますが、現在のところ、菜種、ソバの刈り取りにつきましては、エコサカを中心とする菜種、ソバ刈り取り組合が行っております。その組合のものが優先にここの乾燥施設に入ってくるということで、町の人の方が優先的にこの施設を活用するというふうなことになると思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 刈り取り組合という組合組織はわかります。組合組織はわかるんですけども、実際はエコサカで全部やっていますよね。ですから、今後、町の農家とのトラブルがないように、今課長がおっしゃった最優先でやっていただくと、そういう約束をしっかりとさせていただければよろしいかと思っております。なおかつ、今の設備では、多額でありますけれども、手狭になると思っております。その辺も計画的に進めていただければと願っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質問はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第46号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第47号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

陳情の要旨。

2020年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1に還元するよう国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子供たちの豊かな学びを実現し、教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。

また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて、自治体も独自の努力をしていますが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、意見書案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第8号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についての報告書。

陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものでありま

す。

陳情採択の理由。

地方自治体は、公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスが困難になっていることから、2020年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

---

#### ◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提

出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第9号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもの  
あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直  
ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしま  
した。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第6号について

○議長（目時重雄君） 日程第9、報告第6号 議員派遣の件の報告についてを議題といた  
します。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第2項の規定により、議員を派遣し  
たときは議会へ報告することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件の報告についてのとおり決  
定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

---

◎決定第1号について

○議長（目時重雄君） 日程第10、決定第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第11、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたし

ました。

これをもって令和元年第2回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時42分